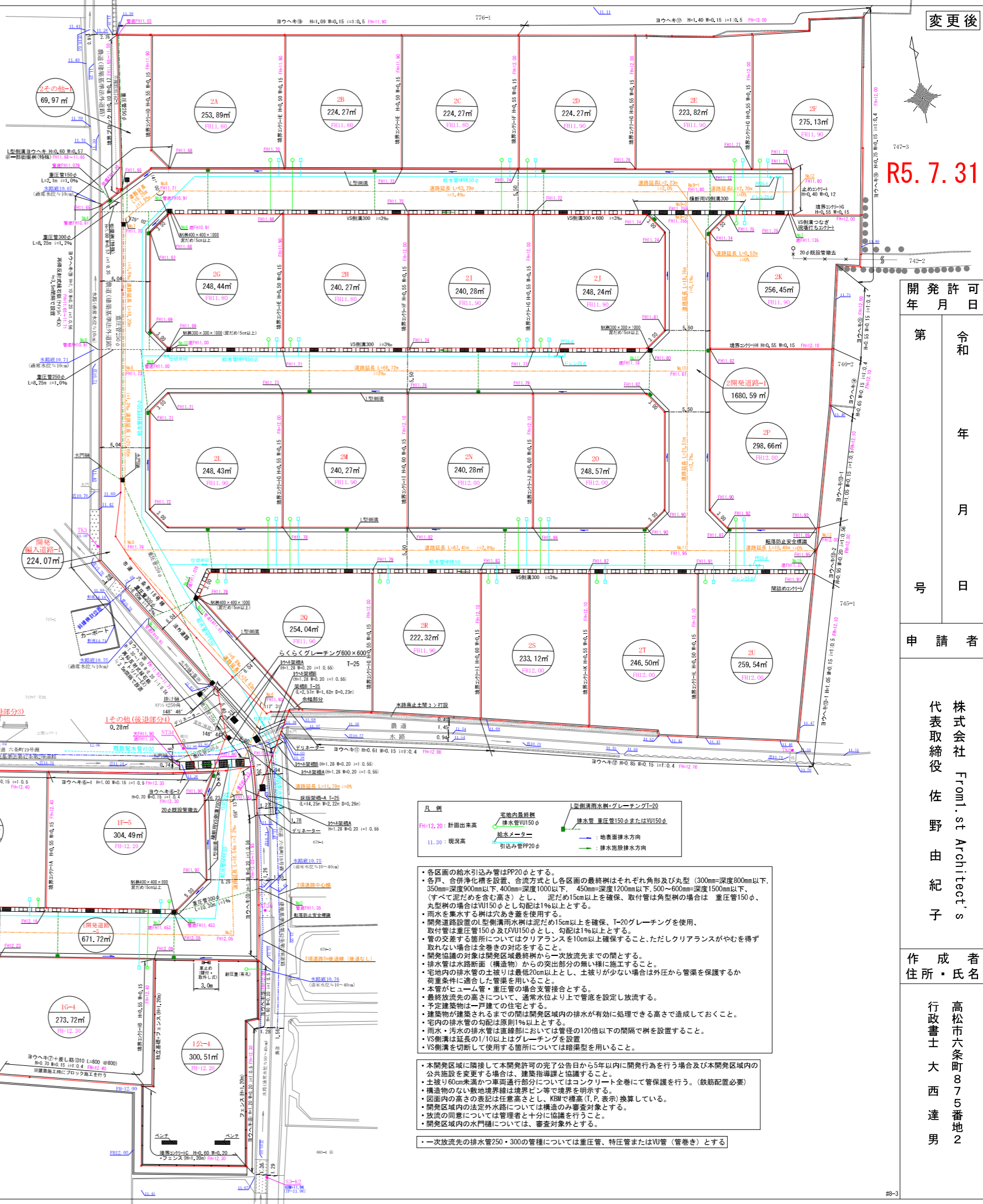
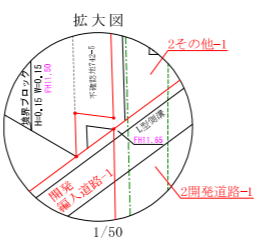


土地の所在 高松市六条町下青木689番1、689番2、689番3
高松市六条町下所738番1、738番2、738番4、742番1、
742番6、743番、744番及び地先農道・水路、市道

土地利用計画図

この図面はA1サイズをA3サイズに縮小したものです



R5.7.31

変更後
開 発 許 可 日
年 月 日
第 令 和
年 月 日
号 日
申 請 者

株式会社 From1.st Architect's
代表取締役 佐野由紀子
作成者 住所・氏名
高松市六条町875番地2
行政書士 大西達男

凡 例	
PH12.20: 計画出来高	実側溝排水樹・グレーチングT-20
11.30: 現況高	排水管 重圧管150φまたはVU150φ
	排水管 重圧管150φ
	給水メーター
	引込み管PP20φ
	地表面排水方向
	排水路排水方向

- 各区分の給水引込み管はPP20φとする。
 - 各戸、合併浄化槽を設置、合流方式とし各区分の最終樹はそれぞれ角形及び丸型(300mm=深度800mm以下、350mm=深度900mm以下、400mm=深度1000mm以下、450mm=深度1200mm以下、500~600mm=深度1500mm以下、(すべて泥だめを含む高さ)とし、泥だめ15cm以上を確保、取付管は角型樹の場合は 重圧管150φ、丸型樹の場合はVU150φとし勾配は1%以上とする。
 - 雨水を兼する樹は穴あき蓋を使用する。
 - 開発道路設置の側溝排水樹は泥だめ15cm以上を確保、T-20グレーチングを使用、取付管は重圧管150φ及びVU150φとし、勾配は1%以上とする。
 - 管の交差する箇所についてはクリアランスを10cm以上確保すること、ただしクリアランスがやむを得ず取れない場合は全巻きの対応をすること。
 - 開発協議の対象は開発区域最終樹から一次放流先までの間とする。
 - 排水管は水路断面(構造物)からの突出部分の無い様に施工すること。
 - 宅内の排水管の土被りは最低20cm以上とし、土被りが少ない場合は外圧から管壁を保護するか荷重条件に適合した管壁を用いること。
 - 本管がヒューム管・重圧管の場合支管接続とする。
 - 最終放流先の高さについては、通常水位より上で管底を設定し放流する。
 - 予定建築物は一層建ての住宅とする。
 - 建築物が建築されるまでの間は開発区域内の排水が有効に処理できる高さで造成しておくこと。
 - 宅内の排水管の勾配は原則1%以上とする。
 - 雨水・汚水の排水管は直線部においては管径の120倍以下の間隔で樹を設置すること。
 - VS側溝は延長の1/10以上はグレーチングを設置
 - VS側溝を切断して使用する箇所については暗渠型を用いること。
- ・本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日から5年以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
・土被り60cm未満かつ車両通行部分についてはコンクリート全巻にて管保護を行う。(鉄筋配置必要)
・構造物のない敷地境界線は境界ドレン等で境界を明示する。
・図面の高さの表記は任意高さとし、KPMで標高(T.P.表示)換算している。
・開発区域内の法定外水路については構造のみ審査対象とする。
・放流の同意については管理者と十分に協議を行うこと。
・開発区域内の水門欄については、審査対象外とする。
- ・一次放流先の排水管250・300の管種については重圧管、特任管またはVU管(管巻き)とする

縮 尺 1/250

開発許可
年 月 日

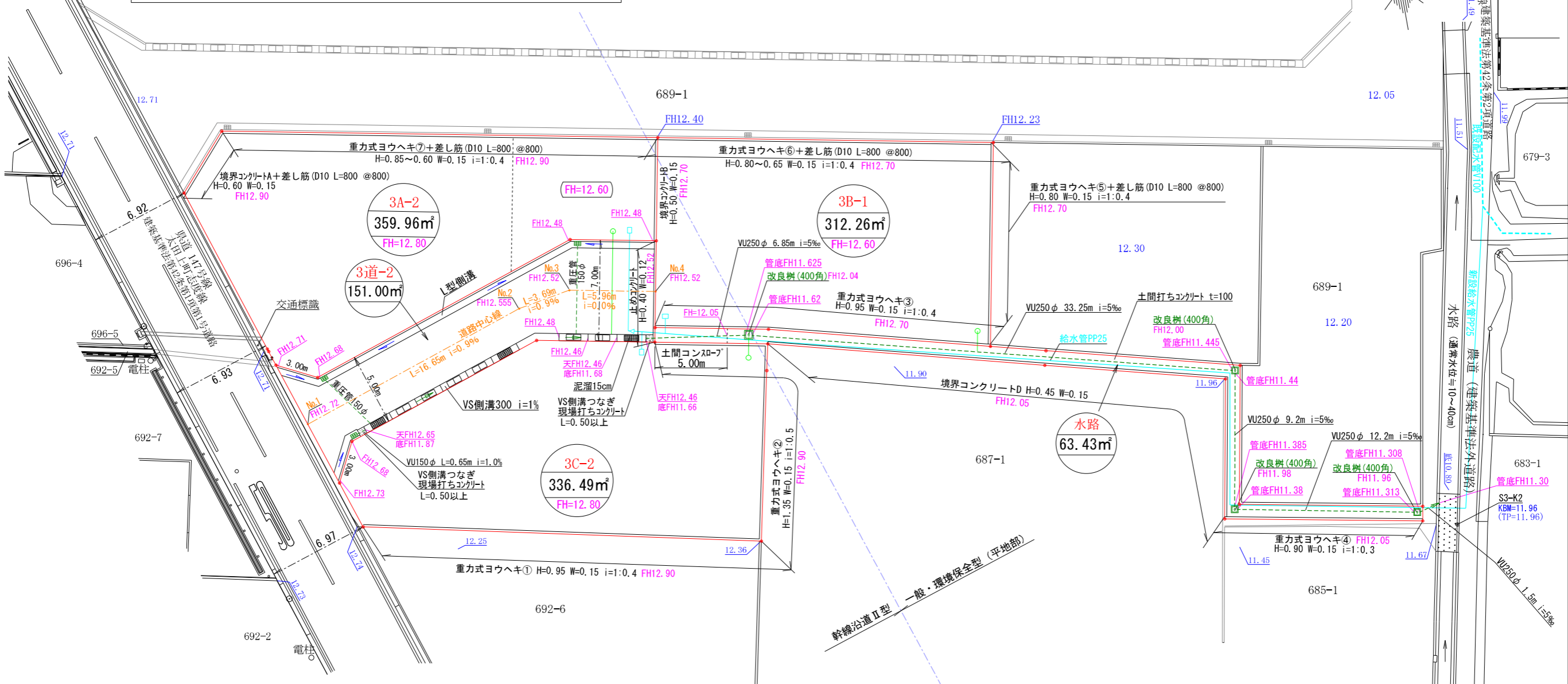
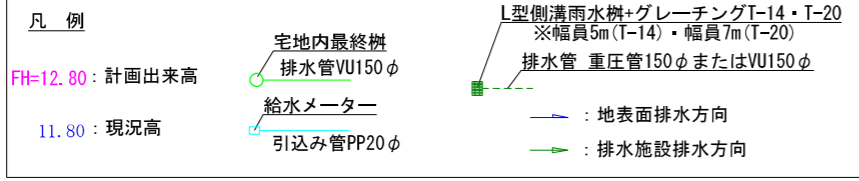
第 令和
年 月 日
号

申請者

株式会社 住宅環境工房
代表取締役 佐野 力

作成者
住所・氏名

高松市六条町875番地2
行政書士 大西 達男



- 各区画の給水引込み管はPP20φとする。
- 各戸、合併浄化槽を設置、合流方式とし各区画の最終樹はそれぞれ角形及び丸型(300mm=深度800mm以下、350mm=深度900mm以下、400mm=深度1000mm以下、450mm=深度1200mm以下、500~600mm=深度1500mm以下、(すべて泥だめを含む高さ)とし、泥だめ15cm以上を確保、取付管は角型樹の場合は重圧管150φ、丸型樹の場合はVU150φとし勾配は1%以上とする。
- 雨水を集水する樹は穴あき蓋を使用する。
- 開発道路設置のL型側溝雨水樹は泥だめ15cm以上を確保、T-14・T-20グレーチングを使用、取付管は重圧管150φ及びVU150φとし、勾配は1%以上とする。
- 管の交差する箇所についてはクリアランスを10cm以上確保すること、ただしクリアランスがやむを得ず取れない場合は全巻きの対応をすること。
- 開発協議の対象は開発区域最終樹から一次放流先までの間とする。
- 排水管は水路断面(構造物)からの突出部分の無い様に施工すること。
- 宅地内の排水管の土被りは最低20cm以上とし、土被りが少ない場合は外圧から管渠を保護するか荷重条件に適した管渠を用いること。
- 本管がヒューム管・重圧管の場合支管接続とする。
- 最終放流先の高さについて、通常水位より上で管底を設定し放流する。
- 予定建築物は一戸建ての住宅とする。
- 建築物が建築されるまでの間は開発区域内の排水が有効に処理できる高さで造成しておくこと。
- 宅内の排水管の勾配は原則1%以上とする。
- 雨水・汚水の排水管は直線部においては管径の120倍以下の間隔で樹を設置すること。
- VS側溝は延長の1/10以上はグレーチングを設置
- VS側溝を切断して使用する箇所については暗渠型を用いること。

- 本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日から5年以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
- 土被り60cm未満かつ車両通行部分についてはコンクリート全巻にて管保護を行う。(鉄筋配置必要)
- 構造物のない敷地境界線は境界ピン等で境界を明示する。
- 図面内の高さの表記は任意高さとし、KBMで標高(T.P.表示)換算している。

境界コンクリートA、重圧式ヨウヘキ⑤⑥⑦には建築施工時にブロック施工を行う